

■サ高住での居宅療養管理指導に「不適切な給付費」 財務省

- ・通院が困難な利用者の場合のみ算定が可能な介護保険の「居宅療養管理指導」について、全国 63 カ所のサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の約 7 割で入居者の半数以上が利用していたほか、3 割超のサ高住では日常生活は自立しており通院が可能と思われる利用者に算定されていたことが、財務省の予算執行調査で明らかになった。
- ・財務省は、「適切なサービス提供が行われておらず、不適切な介護給付費が発生している」とし、介護保険制度の適切な運用の早急な検討を厚生労働省に求めた。また、自治体がより効果的な運営指導を事業者に行えるよう、サービスに関する明確な基準を示すなど実効的な対策の必要性も指摘している。
- ・予算執行調査は、国の予算が適切に使われているかを調べるため財務省が毎年実施しており、2024 年度の調査では厚労省行政に関する 5 つの事案が対象となった。このうち、1 つの事案では介護保険総合データベースの 18-21 年度の情報（10 月審査分）と 24 年 3 月サービス提供分のデータを使い、居宅療養管理指導の利用状況や介護支援専門員・自治体の関与などを調べた。
- ・それによると、居宅療養管理指導を 23 年度に請求した事業所は全国に 4 万 7,938 カ所あり、14 年度から約 2.2 倍に増加。14 年度に 756 億円だった居宅療養管理指導の費用額が、23 年度には 1,861 億円と約 2.5 倍に膨れ上がった。また、居宅療養管理指導の利用の半分以上が、単一建物当たりに複数人がサービスを利用するサ高住や有料老人ホームなどの入居者に提供されていた。
- ・利用者の居住形態別に居宅療養管理指導の利用状況を確認したところ、在宅での利用は約 30%だったが、サ高住などの入居者での利用は約 95%に上った。また、利用者の要介護度別に見ると、在宅では要介護度に比例して利用率も高くなるのに対し、サ高住などでの利用率は一律で約 9 割と高かった。
- ・グループ内で居宅介護支援事業所も運営しているサ高住などに対しては、入居者の居宅療養管理指導の利用状況などを聞いた。
- ・回答があった 63 事業所のうち、全ての入居者が居宅療養管理指導を利用しているサ高住などは約 46%、半数以上の入居者が利用しているサ高住などは約 67%あった。また、

39カ所のサ高住など（約62%）で入居時に居宅療養管理指導の利用を促していた。

- ・調査では、居宅療養管理指導を提供しているサ高住など54カ所について、要介護認定の際に作成される主治医意見書の記載内容も調べた。
その結果、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「自立またはJ1」で、認知症高齢者の日常生活自立度が「自立またはI」の日常生活は自立しており通院可能であると思われる利用者について、約33%のサ高住などで居宅療養管理指導を算定していたことも明らかになった。
- ・さらに、全国1,023自治体の約14%が「サ高住などにおいて居宅療養管理指導の画一的な利用や過剰サービス利用などが疑われるケースがある」と回答。このうち、約84%が過剰サービスなどに関する基準を設けるよう求めた。
- ・こうした指摘などを踏まえ、財務省では自治体が事業者により効果的な運営指導を行えるよう明確な基準等を示すなど実効的な対策を講じるべきだとの考えを示した。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

令和6年度 予算執行調査の結果を公表します（10月公表分）。令和6年10月3日 財務省
https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/sy0610/0610b.html